十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
イ～ハ　（略）
ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～十　（略）
十一　削除
十二・十三　（略）
3～9　（略）
第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）をいう。以下同じ。）であつた者
ハ　（略）
五～九　（略）
2・3　（略）
（裁定の請求）
第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～二　（略）
三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨
イ・ロ　（略）
（削る）
四　被保険者又は被保険者であつた者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者であるときは、その旨
（削る）
（削る）
（削る）

十一　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ～ハ　（略）
（新設）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～十　（略）
十一　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類
十二・十三　（略）
3～9　（略）
第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者
ハ　（略）
五～九　（略）
2・3　（略）
（裁定の請求）
第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～二　（略）
三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨
イ・ロ　（略）
ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者
ニ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者
四　被保険者又は被保険者であつた者が次に掲げる者であるときは、その旨
イ　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者
ロ　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者
ハ　昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者